

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
 静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）

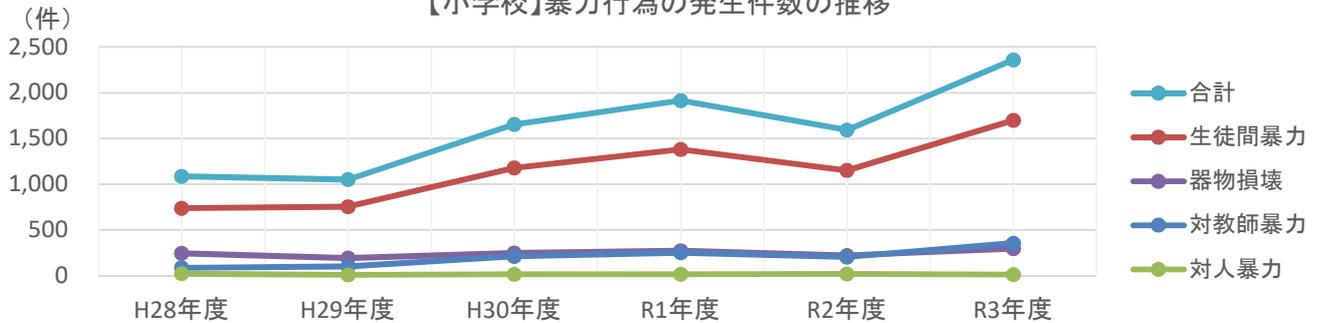
校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	493校	180,905人
中学校	261校	92,015人

1 暴力行為の状況

(1) 小学校、発生件数の推移

形態	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	件数	%										
対教師暴力	85	7.8	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7	355	15.1
生徒間暴力	738	67.9	753	71.7	1,179	71.4	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0
対人暴力	20	1.8	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5
器物損壊	244	22.4	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9	294	12.5
合計	1,087		1,050		1,652		1,913		1,591		2,358	

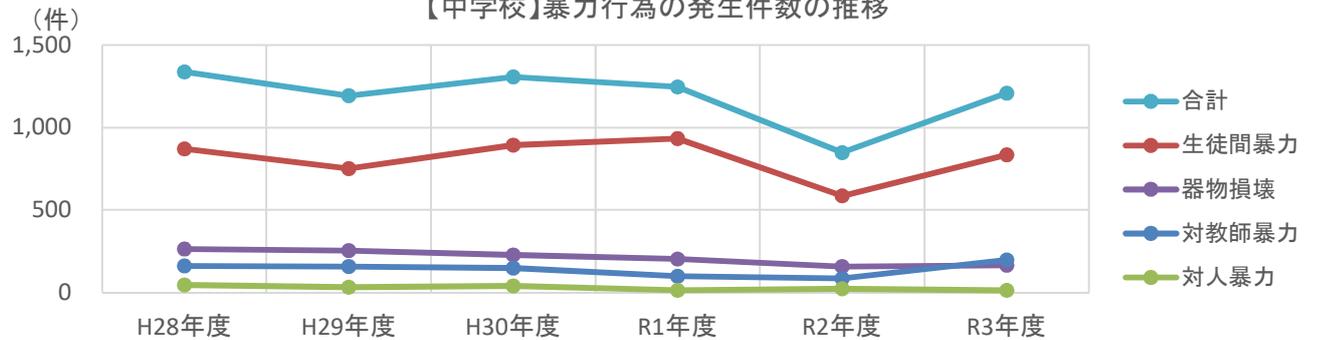
【小学校】暴力行為の発生件数の推移



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	160	12.0	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16.3
生徒間暴力	870	65.0	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0	835	69.1
対人暴力	45	3.4	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6	12	1.0
器物損壊	263	19.7	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4	165	13.6
合計	1,338		1,193		1,307		1,246		848		1,209	

【中学校】暴力行為の発生件数の推移



2 いじめの状況

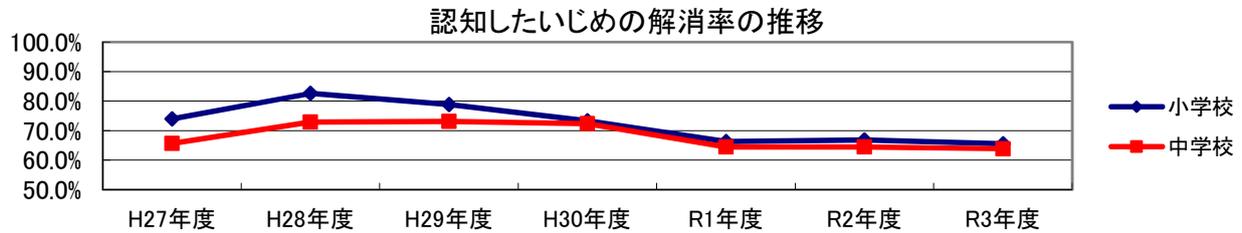
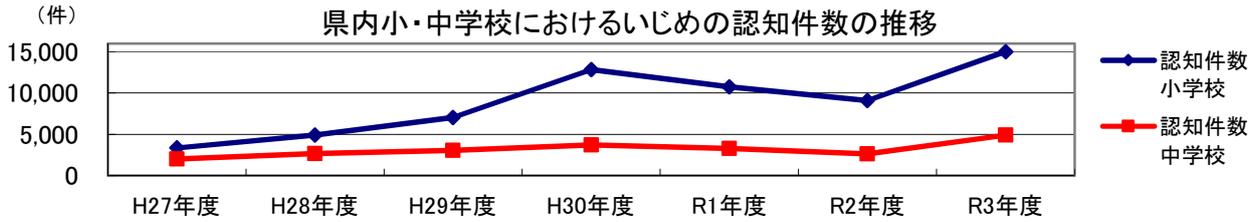
(1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知件数	小学校	3,347	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092	15,018
	中学校	2,019	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617	4,899
	計	5,366	7,547	10,081	16,557	14,061	11,709	19,917
解消率	小学校	74.0%	82.6%	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%
	中学校	65.6%	72.9%	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

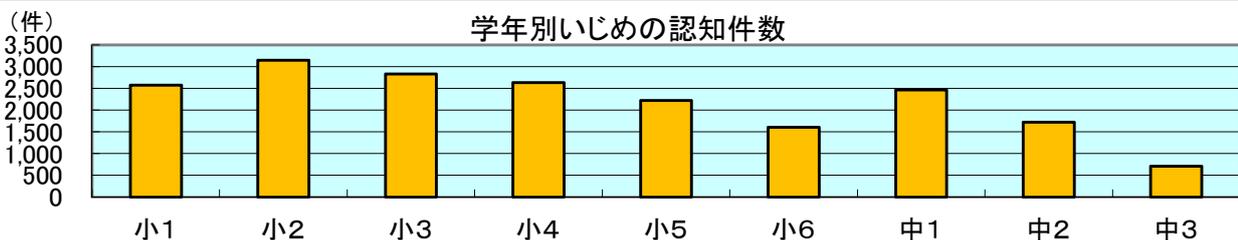
(件)

	小学校				中学校			
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
解消している	9,414	7,139	6,080	9,842	2,691	2,123	1,687	3,128
解消に向けて取組中	2,925	3,612	3,008	5,158	990	1,153	918	1,767
その他	496	15	4	18	41	19	12	4

(3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R2年度	1,482	1,831	1,759	1,597	1,371	1,052	1,366	843	408
R3年度	2,573	3,150	2,835	2,634	2,224	1,602	2,467	1,725	707



(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
学級担任が発見	547	1,068	238	518
学級担任以外の教職員が発見	121	284	111	392
養護教諭が発見	13	32	16	33
スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	4	8	15
アンケート調査など学校の取組により発見	5,809	7,986	887	1,301
本人からの訴え	1,074	2,610	802	1,457
本人の保護者からの訴え	1,090	2,020	358	709
他の児童生徒からの情報	254	689	137	339
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	166	290	52	101
地域の住民からの情報	6	12	3	6
学校以外の関係機関からの情報	5	15	3	21
その他	4	8	2	7
計	9,092	15,018	2,617	4,899

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	5,023	7,556	1,728	2,914
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,078	1,463	264	417
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	2,465	4,154	343	735
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	406	1,194	107	341
金品をたかられる	46	97	32	21
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	421	825	113	202
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	681	1,249	152	287
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	115	251	225	468
その他	640	1,142	115	253
計	10,875	17,931	3,079	5,638

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	482	96.2%	480	97.4%	254	96.6%	254	97.3%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	289	57.7%	320	64.9%	173	65.8%	163	62.5%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	473	94.4%	469	95.1%	243	92.4%	246	94.3%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	223	44.5%	246	49.9%	137	52.1%	158	60.5%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	424	84.6%	433	87.8%	240	91.3%	235	90.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	339	67.7%	371	75.3%	204	77.6%	207	79.3%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	433	86.4%	426	86.4%	216	82.1%	229	87.7%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	65	13.0%	79	16.0%	46	17.5%	57	21.8%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	94	18.8%	104	21.1%	72	27.4%	82	31.4%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	288	57.5%	321	65.1%	189	71.9%	205	78.5%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	398	79.4%	425	86.2%	211	80.2%	214	82.0%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	500	99.8%	493	100.0%	263	100.0%	261	100.0%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率	R2年度	R2実施率	R3年度	R3実施率
アンケート調査の実施	501	100.0%	493	100.0%	263	100.0%	261	100.0%
個別面談の実施	384	76.6%	413	83.8%	242	92.0%	239	91.6%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	242	48.3%	223	45.2%	241	91.6%	239	91.6%
家庭訪問	139	27.7%	150	30.4%	114	43.3%	120	46.0%
その他	33	6.6%	23	4.7%	18	6.8%	13	5.0%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小学校	1,214	1,435	1,706	1,981	2,056	2,642
県割合	0.63%	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%	1.46%
国割合	0.48%	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%
中学校	3,392	3,612	3,984	4,300	4,321	5,388
県割合	3.49%	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%	5.86%
国割合	3.01%	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%	5.00%
計	4,606	5,047	5,690	6,281	6,377	8,030

※不登校に関する留意点

- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。
（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

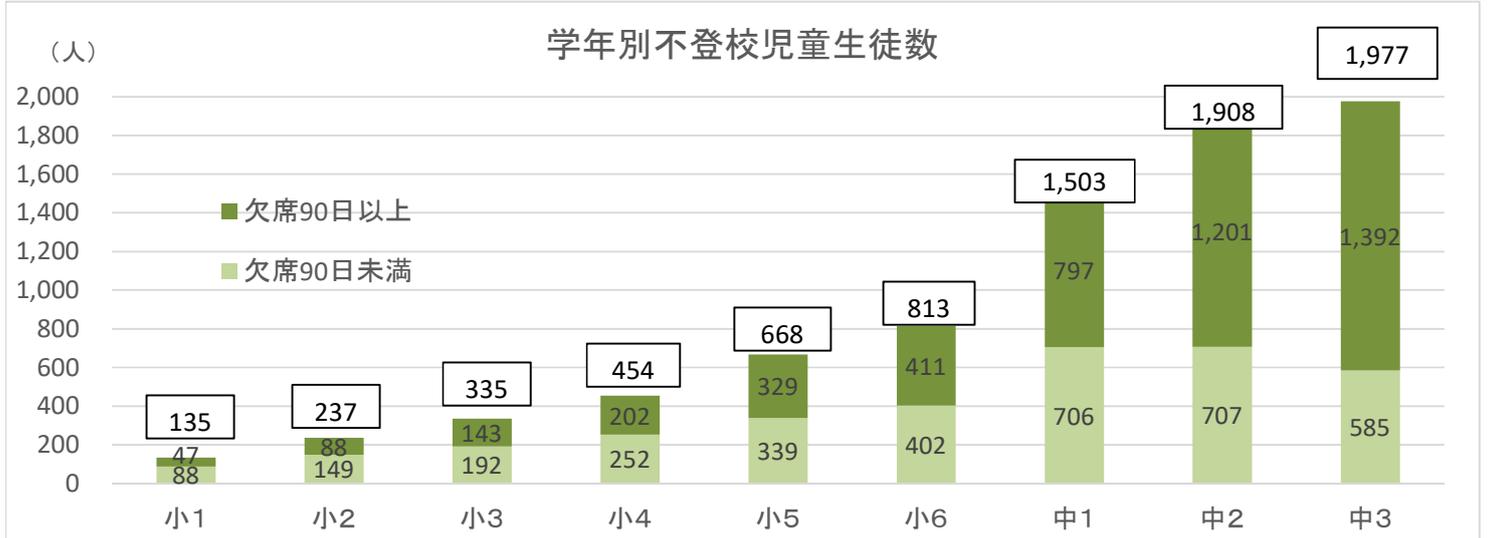
(2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	135	237(171)	335(216)	454(241)	668(348)	813(413)	1,503(1,094)	1,908(865)	1,977(571)
R2年度	99	178(110)	258(161)	396(203)	511(273)	614(297)	1,112(708)	1,623(624)	1,586(399)

(3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数								合計
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下	うち、出席日数が0日の者				
小学校	180,905	307	4	2,642	1,220	220	73	641	559	4,153
中学校	92,015	553	1	5,388	3,390	771	238	180	326	6,448
計	272,920	860	5	8,030	4,610	991	311	821	474	10,601



(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R2年度		R3年度		R2年度		R3年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	431	21.0%	508	19.2%	882	20.4%	1,181	21.9%
指導中の児童生徒	1,625	79.0%	2,134	80.8%	3,439	79.6%	4,207	78.1%
計	2,056		2,642		4,321		5,388	

(5) 不登校の要因

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし		
		いじめ	問題 関係 を め ぐる 友 人 を 除 く	い じめ を め ぐる 問 題 関 係	教 員 と の 関 係	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	活 動 等 へ の 適 応	ク ラ ブ 活 動 不 適 部	学 校 の き まり 等	適 応	学 習 進 捗 の 不 適	入 学 編 入		家 庭 の 急 激 な 生 活 環 境 変 化	親 子 の 関 わり 方
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	149	45	93	0	1	8	47	95	299	46	240	1364	251	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	14	141	43	264	7	2	19	51	84	540	69	238	391		
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	703	60	409	40	35	33	237	220	393	148	316	2454	336	
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	13	371	66	570	75	64	60	135	168	518	187	359	659		